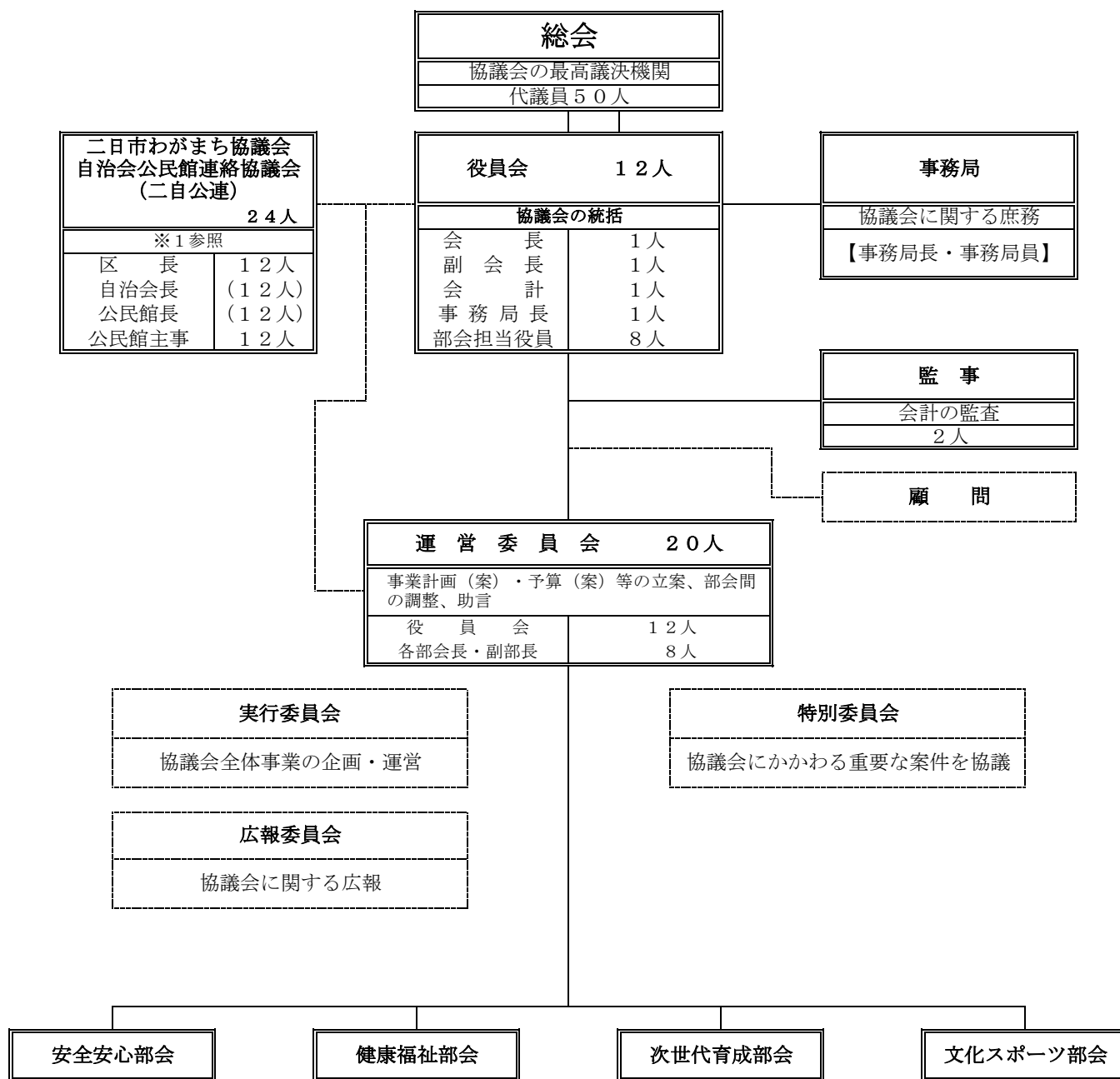


二日市わがまち協議会組織図

規約第7条から第21条までの規定について、図示すると次のようになる。



※1 二日市わがまち協議会自治会公民館連絡協議会（二自公連）

市等からの必要な情報などを会員に周知するとともに、会員からの要望等、必要な情報を市等に伝達し、市等の協働により区域内の共通課題等を解決するため、協力して取り組む

※2 破線枠の「顧問」「実行委員会」「広報委員会」「特別委員会」については、設立後必要に応じて運営委員会で協議のうえ決定する。